

谷山介護支援センター
(指定居宅介護支援事業所)
運営規程

社会福祉法人柏松会

谷山介護支援センター 指定居宅介護支援事業所運営規定

事業の目的

第1条 社会福祉法人柏松会の開設する谷山介護支援センター（以下、事業所という）が行う指定居宅介護支援事業（以下、事業という）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員等の従業者（以下、従業者という）が要介護又は要支援状態の高齢者等及びその家族等に対し、適正な指定居宅介護支援サービスを提供することを目的とする。

運営方針

- 第2条 事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行なうものとする。
- 2 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行なうものとする。
 - 3 指定居宅支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行なうものとする。
 - 4 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

事業所の名称

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 谷山介護支援センター
- 二 所在地 宮城県柴田郡村田町大字足立字上ケ戸17番地5号

職員の職種、員数、及び職務内容

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、事業を円滑に運営するために必要であると認めるときは、それぞれの職務分担以外の職務を兼務させることができる。

- 一 管理者（所長） 1名（兼務）
管理者は、事業所の介護支援専門員等の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに事業所の介護支援専門員等に対し、運営規定の遵守のための指揮命令をする。

二 介護支援専門員 3名以上（専従）

介護支援専門員は、事業所に対する指定居宅介護支援の利用申込みに係わる相談受付及び調整、訪問調査、居宅介護サービス計画の作成等の業務を行う。

2 前項に定めるものの他、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

営業日及び営業時間

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日

月曜日から土曜日までとするが、利用者に相当の事情がある場合には、日曜日も対応する。ただし、12月29日から翌年の1月3日までの期間を除く。

二 営業時間

通常の営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、土曜日は午前8時30分から午後12時30分までとする。

指定居宅介護支援の提供方法及び内容

第6条 事業所は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）に基づいて、指定居宅介護支援業務を行う。

- 2 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規定の概要その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。
- 3 事業所は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得るものとする。
- 4 事業所の介護支援専門員等は、要介護者等が指定居宅サービスを適切に利用することができるよう、その心身の状況、置かれている環境、当該要介護者等及び家族の希望等を勘案して居宅介護サービス計画を作成するとともに、その計画に基づく居宅サービス等の提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。また、要介護者等が介護保険施設への入所を希望する場合や施設サービスを必要とする場合にあっては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- 5 前項の居宅介護サービス計画作成に当たっては、事業所内の相談窓口で利用者の相談を受けた上で、利用者の状況により課題分析を行い、原案を作成するものとする。また、介護サービス担当者会議を開催して内容の検討を行う他、居宅介護サービス計画作成後は、原則として3か月に一度のモニタリング、6か月に一度計画の検証・見直しを行い、利用者の状況把握に努めるものとする。

6 事業所は、正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒んではならない。

契約終了の事由

第7条 次の各号に該当する場合は、契約解除・終了することとなる。

- 一 利用者が死亡した場合。
- 二 利用者から解約の意思表示が14日以上予告期間をもって申入れられ、予告期間満了となった場合。
- 三 事業所が以下の理由により利用者に対して30日以上予告期間をもって申入れ、予告期間満了となった場合。
 - イ) 利用者等の非協力等により居宅介護支援が困難となり、その改善が見込めないと判断される場合。
- 四 利用者が介護保険施設に入所した場合または医療機関に長期入院した場合。
- 五 利用者が要介護（要支援）認定を受け、自立（非該当）と判定された場合。

利用料その他の費用

第8条 指定居宅介護支援の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の自己負担はないものとする（10割給付）。

- 2 利用者の都合により、保険者からのサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、利用者が当該給付費分を事業所に支払い、利用者は後日保険者からの償還を受けるものとする（償還払い）。
- 3 事業所は、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - 一 複写物の交付（コピー）（1枚10円）
- 4 通常の事業実施地域においてサービスを提供する場合は、利用者からの交通費実費分を徴収することはないものとする。

通常の事業の実施地域

第9条 通常の事業の実施地域は、村田町、大河原町、柴田町、蔵王町、川崎町、角田市、白石市とする。

苦情解決

第10条 事業所は、利用者から苦情申立があった場合には、速やかに事実関係を調査し、その結果を利用者に報告し、必要な措置を講じるものとする。

（苦情相談窓口）

- ・受付担当者 各ケアマネジャー
- ・苦情解決責任者 管理者

- ・連絡先（電話番号） 0224（83）4616
- ・受付時間 平日 8:30～17:30 土曜日 8:30～12:30

（行政機関その他苦情受付機関の連絡先）

- ・村田町役場健康福祉課 0224(83)4602(受付 8:30～17:15)
- ・大河原町役場健康福祉課 0224(53)2115(受付 8:30～17:15)
- ・柴田町役場福祉課 0224(55)2159(受付 8:30～17:15)
- ・蔵王町役場保健福祉課 0224(33)2003(受付 8:30～17:15)
- ・川崎町役場保健福祉課(代) 0224(84)2111(受付 8:30～17:15)
- ・角田市役所社会福祉課 0224(61)1185(受付 8:30～17:15)
- ・白石市役所長寿課 0224(22)1361(受付 8:30～17:15)
- ・国民健康保険団体連合会 022(222)7079(受付 8:30～17:00)
- ・運営適正化委員会 022(716)9674(受付 9:00～17:00)

緊急時の対応方法

- 第11条 介護支援専門員等は、居宅介護支援の利用者に急変その他緊急事態が生じ、関係機関への連絡を要すると判断される場合は、速やかに主治医や家族等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業者は、居宅介護支援の実施中に、利用者が転倒等の事故により負傷した場合にはその負傷の状況等を家族及び当該利用者の保険者（市町村）に報告する義務を負う。

その他運営についての留意事項

- 第12条 事業所は、介護支援専門員等の質的な向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - 二 縦続研修 年2回以上
- 2 介護支援専門員等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 介護支援専門員等であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、介護支援専門員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を介護支援専門員等との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、個人情報保護法を遵守するとともに、社会福祉法人柏松会個人情報保護規定に基づき、利用者及びその家族等の個人情報を安全かつ適切に管理するものとする。
- 5 事業所は、サービスの提供についての記録を作成し、それを5年間保管し、利用者またはその代理人の請求に応じ、これを閲覧させ、複写物を交付するものとする。

6 事業所は、その運営にあたっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行なう等の地域との交流に努めるものとする。

7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人柏松会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- *この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- *この規程は、平成11年10月1日から施行する。
- *この規程は、平成13年11月30日から施行する
- *この規程は、平成14年9月1日から施行する。
- *この規程は、平成15年2月24日から施行する。
- *この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- *この規程は、平成17年6月1日から施行する。
- *この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- *この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- *この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- *この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- *この規定は、平成30年4月1日から施行する。
- *この規定は、令和2年4月1日から施行する。